

県・市町村企業誘致連絡会議設置要綱

（目 的）

第1条 県内産業の振興や雇用の創出、税収の確保を目的とした企業誘致活動、立地企業のフォローアップ及び県内企業・立地企業のビジネスチャンスの創出を県・市町村が一体となって推進するため、「県・市町村企業誘致連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（構 成）

第2条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、産業労働部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 副委員長は、産業労働部長をもって充てる。
- 4 県関係の委員は別表1に掲げる職にある者をもって充て、市町村関係の委員は市町村長をもって充てる。

（内 容）

第3条 連絡会議は、次に掲げるものについて協議又は実施する。

- (1) 企業誘致に係る情報交換に関すること
- (2) 企業の立地動向の把握に関すること
- (3) 企業誘致に係る研修に関すること
- (4) 産業用地の紹介に関すること
- (5) 立地企業のフォローアップに関すること
- (6) 県内企業・立地企業のビジネスチャンスの創出に関すること
- (7) その他、企業誘致に関すること

（職 務）

第4条 委員長は、連絡会議の事務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 連絡会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 連絡会議の招集に当たっては、内容に応じて、関係する委員の出席を依頼する。

- 3 連絡会議は、委員長が主宰する。
- 4 委員長は、必要があると認められる場合は、別表 1 に掲げる委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会の設置)

第 6 条 連絡会議の円滑・迅速な運営に資するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって構成する。
- 3 座長は、産業労働部企業立地課を所管する副部長の職にある者をもって充てる。
- 4 県関係の幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充て、市町村関係の幹事は市町村の産業立地（企業誘致）を担当する組織の長をもって充てる。

(幹事会への委任)

第 7 条 連絡会議は、必要に応じて第 3 条に定める内容を幹事会に協議又は実施させることができる。

(事務局)

第 8 条 連絡会議及び幹事会の事務は、産業労働部企業立地課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条 関係）

企画財政部長、環境部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、
企業局長

別表 2（第 6 条 関係）

土地水政策課長、各地域振興センター所長、各環境管理事務所長、
企業立地課長、各農林振興センター所長、各県土整備事務所長、
企業局地域整備課長